



電気需給約款 [特別高圧・高圧] 等以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2026年7月1日実施

料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この供給条件は、電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「需給約款」といいます。）、農事用電力約款〔特別高圧・高圧〕、ブレンド契約要綱、市場調整カスタマイズプラン要綱または燃料費調整単価固定オプション要綱（以下「当社が定める約款等」といいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2026年8月分の計量期間等の始期から2026年10月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等（燃料費調整単価固定オプション要綱を除きます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、需給約款別表3（燃料費調整）(1)ハにかかわらず、需給約款別表3（燃料費調整）(1)ハによって算定された値から(3)の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものといたします。
- (2) 燃料費調整単価固定オプションの適用を受けるお客さまの燃料費調整単価は、燃料費調整単価固定オプション要綱5（燃料費調整単価の取扱い）にかかわらず、固定燃料費調整単価から(3)の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものといたします。
- (3) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年8月分および2026年10月分の計量期間等	2026年9月分の計量期間等
1 キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

3 料金の特別措置

- (1) 需給約款の市場価格連動プランもしくは臨時電力またはブレンド契約

(ベースロード契約種別およびピークロード契約種別に市場価格連動プランを適用する場合に限り、)の適用を受けるお客さまの料金は、需給約款17(市場価格連動プラン)(4)、需給約款18(臨時電力)(3)、需給約款附則2(臨時電力のお客さまについての経過措置)(3)またはブレンド契約要綱6(料金)にかかわらず、需給約款17(市場価格連動プラン)(4)、需給約款18(臨時電力)(3)、需給約款附則2(臨時電力のお客さまについての経過措置)(3)またはブレンド契約要綱6(料金)によって料金として算定された金額から(3)の特別措置の割引単価およびその1月の使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものといたします。

- (2) ブレンド契約(ベースロード契約種別にベーシックプランまたは市場調整ゼロプランを適用し、ピークロード契約種別に市場価格連動プランを適用する場合に限り、)または市場調整カスタマイズプランの適用を受けるお客さまのピークロードに係る料金は、ブレンド契約要綱6(料金)または市場調整カスタマイズプラン要綱6(料金)にかかわらず、ブレンド契約要綱6(料金)または市場調整カスタマイズプラン要綱6(料金)によってピークロードに係る料金として算定された金額から(3)の特別措置の割引単価およびその1月のピークロード使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものといたします。
- (3) 特別措置の割引単価は、次のとおりといたします。

	2026年8月分および2026年10月分の計量期間等	2026年9月分の計量期間等
1キロワット時につき	1円80銭	2円30銭

- (4) (1)および(2)の特別措置の割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 その他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この供給条件は、2026年7月1日から実施いたします。